

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

## 「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

※記入上の注意(詳細な記入ルールは、「チェックリスト記述説明」シートを参照してください)

オレンジ色網掛けセルは、必ず記入してください

黄色網掛けセルは、記載条件を確認の上、必要に応じ記入してください

APPLIC 登録番号:

K000422-0006

★APPLICで記載

※赤字部分は、V3.5からV3.6の変更箇所を示す。

## (1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2021

・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.6

・プラットフォーム通信標準仕様V3.3

## (2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日):

2022年1月13日

(b) 申請区分(新規、修正、破棄):

新規

(c) 申請者

団体名:

富士フイルムシステムサービス株式会社

団体のURL:

https://www.fujifilm.com/fbss/

APPLIC会員番号:

K000422

★識別キー項目1

(識別キー項目4つで  
ユニークになるように  
申請者が指定する)

(d) 製品情報

代表製品名:

戸籍総合システム・ブックレス

製品説明のURL:(オプション)

https://www.fujifilm.com/fbss/solution/public/bookless

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等):

Ver.9.3.1

★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日):

2021年5月27日

対応OS:

Windows 10

Windows Server 2016

製品の形態((0)型から(4)型):

(0)型

| 製品単品<br>(業務処理型) | 製品単品<br>(PF通信内部実装型)                | 製品単品<br>(PF通信内部実装型)              | 製品分離型<br>(前提PF通信<br>製品(他社))        | 製品分離型<br>(前提PF通信製品(他社)、<br>前提アダプタ製品(他社)) |            |
|-----------------|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 業務処理製品          | 業務処理製品<br>(業務ユニットIF処理)<br>(PF通信処理) | 業務処理製品<br>(業務ユニットIF処理)<br>PF通信製品 | 業務処理製品<br>(業務ユニットIF処理)<br>Y社PF通信製品 | 業務処理<br>製品                               | Z社<br>アダプタ |
| (0)型 ※          | (1)型                               | (2)型                             | (3)型                               | (4)型                                     |            |

※(0)型を選択できるのは、「4.選挙人名簿管理」「19.健康管理」「20.就学」「21.戸籍」「51.庶務事務」に対応する製品です。

前提となるPF通信製品(オプション)

前提PF通信製品名:

前提PF通信製品名:

前提のアダプタ製品名:

※1

※1

※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。

※2 (4)型の場合、自治体業務アプリケーションユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

(e) 製品のクラウドでの提供について

提供の有無:

構築実績あり&amp;サービス提供中

参考となる情報(オプション):

対応可能なネットワーク(オプション)

LGWAN:

専用線(閉域網):

インターネット:

実績あり

実績あり

(3) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象自治体業務アプリケーションユニットの申請リスト

★識別キー項目4

今回の準拠登録申請の対象自治体業務アプリケーションユニット1つを選択する↓

申請するユニット名

21.戸籍

自治体業務アプリケーションユニット一覧

- |            |
|------------|
| 1.住民基本台帳   |
| 2.印鑑登録     |
| 4.選挙人名簿管理  |
| 5.固定資産税    |
| 6.個人住民税    |
| 7.法人住民税    |
| 8.軽自動車税    |
| 9.取滞納管理    |
| 10.国民健康保険  |
| 11.国民年金    |
| 12.障害者福祉   |
| 13.後期高齢者医療 |
| 14.介護保険    |
| 15.児童手当    |
| 16.生活保護    |
| 17.乳幼児医療   |
| 18.ひとり親医療  |
| 19.健康管理    |
| 20.就学      |
| 21.戸籍      |
| 23.児童扶養手当  |
| 30.住登外管理   |
| 50.財務会計    |
| 51.庶務事務    |
| 52.人事給与    |
| 53.文書管理    |

備考欄(前提条件や制限事項)(オプション)

「2021年4月より富士ゼロックスシステムサービスから富士フイルムシステムサービスへ社名変更」

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

バージョン：V3.6(2021/4/1)版

# 「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

※記入上の注意(詳細な記入ルールは、「チェックリスト記述説明」シートを参照してください)

オレンジ色網掛けセルは、必ず記入してください

黄色網掛けセルは、記載条件を確認の上、必要に応じ記入してください

APPLIC 登録番号：

K000422-0006

★APPLICで記載

※赤字部分は、V3.5からV3.6の変更箇所を示す。

## (1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2021

・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.6

・プラットフォーム通信標準仕様V3.3

## (2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名：

富士フイルムシステムサービス株式会社

★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名：

戸籍総合システム・ブックレス

★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等)：

Ver.9.3.1

★識別キー項目3

## (3) 地域情報プラットフォーム準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎：対応、○：制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓

| 番号   | 要件               | 準拠ルール                                                                                                                                | 必須/選択 | 製品・システム確認 | APPLIC 確認欄 |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|------------|
| 21   | 戸籍               |                                                                                                                                      |       |           | ○          |
| 21-1 | 戸籍ユニットが提供する機能を持つ | 自治体業務アプリケーションユニットは、業務標準仕様の機能一覧の最下位レベルで定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。<br>(自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照)       | 必須    | ◎         |            |
| 21-2 | 戸籍ユニットのデータ項目を持つ  | 自治体業務アプリケーションユニットは、利用側自治体業務アプリケーションユニットに対し、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。<br>(自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインタフェース仕様(ユニット)を参照) | 必須    | ◎         |            |

備考欄(前提条件や制限事項について、「製品・システム確認」欄の○についての説明を記載してください)(オプション)